

平成27年第2回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成27年3月5日（木曜日）午前9時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 発議第 1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 1号 片品村特定個人情報保護条例の制定について
- 日程第 7 議案第 2号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 片品村保育所利用者負担額徴収条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 片品村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第 8号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第14 議案第 9号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号 片品村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号 教育長諸給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号 片品村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 片品村保育児童委託条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第19号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第23号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第24号 片品村観光施設事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第25号 片品村宮尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第31 議案第26号 片品村宮尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第32 議案第27号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第33 議案第28号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について
- 日程第34 議案第29号 村道路線の認定について
- 日程第35 議案第30号 指定管理者の指定について
- 日程第36 報告第1号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 日程第37 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第38 議案第31号 平成26年度片品村一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第39 議案第32号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第40 議案第33号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第41 議案第34号 平成26年度片品村宮観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第42 議案第35号 平成26年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第43 議案第36号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第44 議案第37号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第45 議案第38号 平成27年度片品村一般会計予算について
- 日程第46 議案第39号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第47 議案第40号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第48	議案第41号	平成27年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
日程第49	議案第42号	平成27年度片品村介護保険特別会計予算について
日程第50	議案第43号	平成27年度片品村下水道事業等特別会計予算について
日程第51	議案第44号	平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	諸般の報告	
日程第4	一般質問	
日程第5	発議第1号	片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第1号	片品村特定個人情報保護条例の制定について
日程第7	議案第2号	片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について
日程第8	議案第3号	片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第9	議案第4号	片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第10	議案第5号	片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11	議案第6号	片品村保育所利用者負担額徴収条例の制定について
日程第12	議案第7号	片品村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第13	議案第8号	片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第9号	片品村行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第10号	片品村印鑑条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第11号	片品村職員定数条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第12号	片品村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第13号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第19	議案第14号	教育長諸給与条例の一部を改正する条例について
日程第20	議案第15号	片品村税条例の一部を改正する条例について

- 日程第21 議案第16号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号 片品村保育児童委託条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第22号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第23号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第24号 片品村観光施設事業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第25号 片品村宮尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 日程第31 議案第26号 片品村宮尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例を廃止する条例について
- 日程第32 議案第27号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第33 議案第28号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について
- 日程第34 議案第29号 村道路線の認定について
- 日程第35 議案第30号 指定管理者の指定について
- 日程第36 報告第1号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
- 日程第37 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第38 議案第31号 平成26年度片品村一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第39 議案第32号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第40 議案第33号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第41 議案第34号 平成26年度片品村宮観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第42 議案第35号 平成26年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第43 議案第36号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第44 議案第37号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

- 日程第45 議案第38号 平成27年度片品村一般会計予算について
- 日程第46 議案第39号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第47 議案第40号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第48 議案第41号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計予算について
- 日程第49 議案第42号 平成27年度片品村介護保険特別会計予算について
- 日程第50 議案第43号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計予算について
- 日程第51 議案第44号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 7 年 3 月 5 日			
出席議員 1 3 名		欠席議員 名	欠員 1 名
第 1 番	星 野 栄 二		(出 席)
第 2 番	梅 澤 志 洋		(出 席)
第 3 番	星 野 精 一		(出 席)
第 4 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 5 番	千 明 道 太		(出 席)
第 6 番	星 野 逸 雄		(出 席)
第 7 番	今 井 功		(出 席)
第 8 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 9 番	星 野 千 里		(出 席)
第 1 0 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 1 1 番			
第 1 2 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 3 番	星 長 命		(出 席)
第 1 4 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	木 下 浩 美
教 育 長	星 野 準 一
総 務 課 長	桑 原 護
住 民 課 長	吉 野 耕 治
保 健 福 祉 課 長	萩 原 明 富
健康管理センター所長	星 野 市 子
農 林 建 設 課 長	金 子 賢 司
むらづくり観光課長補佐	戸 丸 権 次
教育委員会事務局長	佐 藤 八 郎
給食センター所長	星 野 孝 俊
国 体 事 務 局 長	星 野 勝 彦
会 計 管 理 者	千 明 建 太 郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 竹 光 一
係 長	金 子 小 百 合

議長（飯塚美明） ただいまから、平成27年第2回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前 9時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（飯塚美明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 星野千里さん及び10番 笠原耕作さんを指名します。

日程第2 会期の決定

議長（飯塚美明） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月13日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（飯塚美明） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定によって、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託しました。

次に、去る3月4日に片品村教育委員会から、教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 一般質問

議長（飯塚美明） 日程第4、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

9番 星野千里さん。

（9番 星野千里 登壇）

9番（星野千里） はい、9番。

皆さん、おはようございます。

一般質問させていただきます。地方創生についてと村の活性化についての2項目について村長に質問いたしますので、よろしく願いいたします。

（9番 星野千里 質問席に移動）

議長（飯塚美明） 村長 千明金造さん、答弁席へお願いいたします。

（村長 答弁席に着席）

議長（飯塚美明） はい、星野千里さん。

9番（星野千里） はい。

まず初めに、地方創生について質問いたします。

昨年5月に、元総務大臣の増田氏から消滅可能性のある自治体を公表しましたが、全国の市町村のうち、自治体の存続が危ぶまれる市町村の中に片品村が64位で位置してしまいました。つまり、今のままで何も策を講じないでいると人口流出が流入を大きく上回り、人口減少が進み、片品村がなくなってしまうかもしれないというショッキングな予想でした。

こうした現象は片品村だけでなく、全国の地方、特に町村部に著しいことから、国は、去る12月21日に、人口減少を食いとめる策として、地方創生戦略プランを発表をしたところです。

そこで、質問いたします。

1点目、国の地方創生プランによる片品村の支援についてお聞きいたします。

平成26年度の地方創生交付金による片品村の事業はどのような内容を考えているのか。

先日は、全員協議会で説明を受けたところではありますが、再度よろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） はい、村長。

村長（千明金造） はい、村長。

星野千里議員の通告に基づきまして答弁をさせていただきます。

まず、ただいまの件についてですが、この交付金を活用しての片品村の事業は、消費喚起型と地方創生型の2つがあります。

まず、消費喚起型ですが、これは国からの交付金1,000万円余りと村の一般財源から100万円余りを追加して、村民向けプレミアム付商品券発行事業と旅行企画向け得々旅行券発行事業を計画しています。これにより、村内に総額6,400万円余りの消費を

喚起し、経済対策に大きな効果が期待されるものであります。

次に、地方創生先行型ですが、これは仕事づくりなど地方が直面する構造的課題への実効ある取り組みを通じて、地方の活性化を促すものであります。片品村では、国からの交付金2,900万円余りを活用し、主にソフト事業を計画しております。主な事業は、片品村版総合戦略及び人口ビジョン策定事業、農林業活性化推進事業、外国人観光客誘致促進事業などであります。

この地方創生関連事業は、平成27年度の重点事業と位置づけ、輝くむらづくりのために重要なことと認識しておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（飯塚美明） 9番、千里議員。

9番（星野千里） ありがとうございます。

ただいま村長の答弁にございました地方創生プランでは、平成27年度中に片品村の総合戦略及び人口ビジョンを策定することになっていると理解していますが、そこで、2点質問をいたします。

まず、全体の長期展望はどのように考えていますか。

また、村の特性の一つである森林資源を活用した施設整備などを総合戦略の事業に取り入れるべきと考えていますが、どうでしょうか。

議長（飯塚美明） 村長。

村長（千明金造） ただいまの質問にお答えいたします。

1つ目の全体の長期展望のことですが、この総合戦略計画は平成27年度を含め5年間です。また、現在策定作業を進めております第4次片品村総合計画は、平成28年度が初年度で、基本構想は10年間、基本計画は5年間です。これまで進めてきておりますシンボルプロジェクト事業とも重なっておりますので、新たな総合計画の基本構想や前期基本計画と整合性を図り、5年後、10年後を見据え、小さくても輝くむらづくりを確実に進めていきたいと考えています。

2つ目の村の特性である森林資源を活用した施設整備などを総合戦略に入れるべきではないかとのことですが、森林資源を活用した施設整備は、村としても可能な限り活用したいと考えております。

片品村は面積の9割以上を森林が占めており、森林の価値の再認識と林業の活性化等について調査研究の必要性は感じております。

今後も施設整備に当たっては、計画づくりの中にそれぞれの特性を含め検討してまいりたいと考えています。

ご理解のほどよろしくお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（飯塚美明） はい、9番。

9番（星野千里） 村長の先ほどのお話によると、基本的に片品村は山で、森林に囲まれた山に住んでいますので、ぜひ、本当に片品村がどうやって生きていくかということは、この森林の資源を生かして巡回していけるむらづくりが、根本から全ての問題解決につながるかと私は思っておりますので、先ほどの村長のご意見をすごくありがたいと思います。ありがとうございます。

次の質問に入ります。

これまで進めている村の活性化への取り組みについて、またお尋ねしたいと思います。

まずは、（仮称）尾瀬の郷駅整備について、3点お尋ねいたします。

1点目は、第3次総合計画後期基本計画にあるシンボルプロジェクト事業では、若者の雇用創出策として、また村全体の活性化策の一つとして、鎌田地区に（仮称）尾瀬の郷駅を整備するとなっております。

そこで、まず確認したいのですが、尾瀬の郷駅というのは、花の谷公園から寄居山温泉までの一帯を捉えるということでしょうか。

そして、（仮称）尾瀬の郷駅の拠点施設の内容はどのように考えているのか。

3つ目として、施設の完成及びオープンはいつごろと考えているのか。

以上3点、よろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） はい、村長。

村長（千明金造） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の（仮称）尾瀬の郷駅整備は、花の谷公園から寄居山温泉までの一帯と捉えることでよいのかとのご質問ですが、ご指摘の一帯を施設と捉えるのではなく、施設と施設を結ぶ面として捉えていただきたいと思います。

次に、2点目の拠点施設の内容はどのように考えているかとのご質問ですが、現時点では、構想を具現化するための調査をしている段階であります。基本的に、単なる農産物の直売所ではなく、住民や観光客などの交流の場であり、情報発信の拠点であるなど、多面的な、複合的な村の拠点として考えているところです。

3点目の施設の完成及びオープンについてのご質問ですが、国の補助事業など財源調整にもよりますが、平成29年度には完成を目指したいと考えておるところです。

よろしくお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（飯塚美明） はい、9番。

9番（星野千里） （仮称）尾瀬の郷駅拠点施設は29年度オープンを目指したいとの答

弁をいただきましたので、次の質問に入らせていただきます。

公民館や児童館の建替え計画と(仮称)尾瀬の郷駅整備計画の関係と進捗状況について、どのようになっているのかお尋ねいたします。

議長(飯塚美明) はい、村長。

村長(千明金造) ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたように、尾瀬の郷駅整備については、地域施設だけではなく、広く花の谷公園から寄居山温泉までとしていることから、その区域にある教育委員会や公民館、児童館、社会福祉協議会、図書室、文化センター、さらには駐車場なども一体的に考えていかなければならないと思います。

今後は、関係機関等と密接に連携をとりながら調査検討を行い、最も効率的で効果的な施設整備を進めていきたいと考えております。

進捗状況は、このような段階であることなどをご理解をお願いいたしまして、星野千里議員への答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長(飯塚美明) はい、9番。

9番(星野千里) 最後に要望なんですが、拠点施設や児童館の整備、将来の中学校建築などの際には、ぜひ地元片品村の森林資源を大いに活用していただきたいなど。もし期間的に賄い切れないのであれば、利根郡内や群馬県内の森林資源を活用していただきたいことをお願いして、私の一般質問を終わりにします。

議長(飯塚美明) ご苦労さまでした。

次に、3番 星野精一さん。

(3番 星野精一 登壇)

3番(星野精一) はい、3番。

通告に基づいて4つの質問を質問席においてこれから始めます。

(3番 星野精一 質問席に移動)

議長(飯塚美明) 教育長、答弁席へお願いします。

(教育長 答弁席に着席)

教育長(星野準一) はい、教育長。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） はい、3番。

それでは、質問事項の1番、村営図書館のバーコード化、デジタル化について質問をこれから行います。

私は、図書館をもっぱら使うほうなんですけれども、沼田の図書館が主で、片品の図書室はなかなか、日ごろはどんなふうに使われているのか、どんな人たちが来ているのか、実態調査を兼ねていて、なかなか借りる機会がありませんでした。暮れに初めて借りたんですけれども、そのときに、貸出し方式が、実名をカードに書き込むと、こういう方式をとっております。

これに対して、違和感を覚えまして半月ほど前に、県下23町村の電話での聞き取り調査を行いました。これ皆さんに聞いて欲しいんですけれども、23町村のうちにほとんどが今バーコード化、デジタル化をしております。片品方式あるいはアナログ方式でやっているのが神流町、榛東村、長野原町、嬭恋村、それから、みなかみ町には4つの図書室がありますけれども、3つはもう既にデジタル化が済んでおりまして、新治の旧の支所にあるのがアナログ方式です。

アナログ方式にも2種類ありまして、川場と神流と長野原は登録方式で、実名を書いているカード式のやり方をしているのは嬭恋と榛東と片品のみです。この状況に対して教育長の認識をお聞きしたいんですけれども。

議長（飯塚美明） 教育長。

教育長（星野準一） はい、教育長。

それでは、星野精一議員のご質問にお答えをいたします。

バーコード化されていない自治体図書館が3施設あるんですけれども、認識についてのご質問ですけれども、通告の項目が若干違いますので、まず、その認識についての考えについてをお答えいたし、その後、通告に基づいた内容にいかさせていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、アナログについてのお尋ねですけれども、その前段といたしまして、片品村の図書室の利用実態がございます。現在の公民館一帯の場所の指定につきましては、主に児童・生徒が中心に活用をしております。約8割が児童・生徒で、大人の利用が約2割となっております。

児童・生徒については主に閲覧利用で、貸出し利用は非常に割合とすると少ない状況です。残り2割の大人の利用ですけれども、データの数字が若干前後しますが、私が今つかんでいる数字は平成25年度の県で調査をした際の報告の数字でございますけれども、大人の利用は、年間で約2,000名の利用がありました。ただし、これは開館日数が約300日弱ですので、1日平均しますと4人強、5人弱の数字になろうかと思いますが、そ

ういう利用状況において、いわゆるデジタル化の前段としては、いわゆる今で言うパソコンに伴うシステムを導入して対応するというようなことになろうかと思いますが、電算化に伴う経費については、これも方式によってかなりの経費の差がありますけれども、いずれにしても経費がかかるということと、それに伴う運用経費、いわゆる人件費といひましようか、運用経費はかかると、そういう認識をしていますので、1日平均4名から5名の大人の利用に対して、果たしてそういう経費をかけてやるのが好ましいのかどうかという、今考えを持っているというのが教育長の認識でございますのでよろしくお願ひいたします。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） はい、3番。

手元に26年度の図書館未設置町村、公民館・図書館概況調査報告というのがありますけれども、それを基礎資料にして読み上げますけれども、県下で12町村が未設置なんで、図書館ではなくて図書室ですけれども、そのうちの利用者数が、平均が2,089人ですけれども、平成26年。最多は片品村で6,957人、これ人口にもよりますけれども、よく使われていると。大体9時から5時までやっているところがほぼですけれども、片品村は午後から半日のみで、この数字は非常に評価されて良いと思います。

2月13日に私は、利根沼田の全ての図書館図書室を回ってみました。その中で感じたことは、非常に今の片品の図書室は愛情あふれる運営をしていると。これ、皆さんも一度行って見たらよいかと思いますけれども、図書室の椅子の背もたれの部分に布が掛けてあります。これはパイルの端がすり切れているわけですね。これは、今図書を管理して下さっている方が自腹で、自分で縫ってくれたと。いつ行っても子どもたちが勉強したりしていると。非常にいい空間なんですけれども、これ自分の村の手前みそもありますけれども、全ての図書館の中で沼田は省きますが、非常に心地よい空間で、愛情ある運営をしているという評価ができると思います。

ただ、1つは、その中での実名を記すると。きのう実は、新潟の十日町の図書館に行ってきました。これ非常に評価が高いところで、そこの入り口の真ん前に図書館協会宣言文というのが書いてありまして、その3章で、利用者の秘密を守るとしてあります。今の個人情報とかプライバシーを尊重する時代において、このカードを見ると過去に誰が借りたかすべてわかってしまうというのは、やはりほかのレベルとか、少し認識が遅れていると思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（飯塚美明） はい、教育長。

教育長（星野準一） はい、教育長。

認識がおくれているのではないかなというご指摘でございますが、繰り返しになりますけれども、私の認識といたしましては、利用効率、費用対効果を踏まえた運用をしな

ければならないかなというのが1点目です。それと、今の時代、個人情報も含めて実名の利用カードを使用するのはというふうなご指摘でございますけれども、ただ、私個人の経験ですけれども、思い出してみますと、カードの利用もこういうことがあるかなというような記憶があります。

というのは、まず、誰が借りたかという名前が書いてあるということは、借りた人が多ければ多いほどカードに名前を多く記入されるわけですが、そうしますと、その本の人気度といいましょうか、利用価値といいましょうか、そういうものが一目瞭然でわかったような記憶があります。こんなにみんなが読んでいたのであれば、ぜひ借りて読まなければならないかなと、そういうふうな気持ちになったことがありますし、また、これは中学生時代かな、あるいは高校生時代かはっきりしませんが、特定な分野に興味を持つ年頃といいましょうか、時期がありましたけれども、当時は学校図書室に行つて興味のある分野の本を探してみますとでてくるわけですが、それを見ますと、当然、図書カードが入っていて誰が借りたかわかるのですが、残念ながら私が興味を示した分野の貸し出しの図書には、いわゆる借りた記憶がほとんどない図書がほとんどでございました。ああ、こういう分野は余り興味を持つ人はいないのかな、ただ図書室にあつて、読んでもらうために本があるんだなというふうなふうに思いましたので、それじゃ、何冊も、何種類かありましたけれども、その分野の本については是非自分が全部読んで、そのカード欄の一番目に自分の名前を書いてみようという、そんな気になった記憶が、ご指摘を受けた場合に、今思い出されるわけです。

したがって、時代の変化、変遷はありますけれども、利用カードについては、いわゆるマニュアルの良さというのも一つあったのかなというようなことが、今思い出されています。ただし、個人のプライバシーというふうな観点も今の時代特に配慮しなければならないというふうに思いますので、今後、片品村の状況に関して、図書室の関係については検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） はい、3番。

これは、ほかの町村はどのような図書行政をやっているか、議場の皆さんに私なりの問題提起を述べさせていただきます。

沼田市が27年1月現在5万819人の人口がありますけれども、図書館の25年度決算で1,660万円の本を買っています。蔵書数40万冊、年に1万冊を購入しているそうです。沼田の図書館は、片品から行っても会員になり借りられます。また、県下の主だったところでは、上野がこれ人口1,300人ですけれども、25年度の決算で420万の本を買っています。蔵書数が1万2,000冊、26年度の予算400万。南牧村2,423人の人口に対して9,677冊、ここはデジタル化になっています。草津町、7,160人の人口に対して、25年度決算の図書購入費160万、5万冊、高山が3,91

1人の人口に対して、蔵書数1万2,900冊、両方ともこれデジタル化しております。
新潟では、十日町の図書館、内藤廣、新潟市の豊栄は安藤忠雄、これ両方とも世界のトップの建築家が建築を行っております。雪深い新潟で世界的な建築家への依頼は偶然ではなくて、雪深い、冬の長い間にどのように豊かに暮らすかという、そういうことに対しての行政側の一つの答え、センスなんだろうと思います。これも一つ覚えておいてください。
それでは、立ったまま質問の2番にいてよろしいでしょうか。

議長（飯塚美明） はい。

3番（星野精一） 2番です。1学年1学級の対応について。

文科省は、公立小学校の統合基準を59年ぶりに見直した。我が村も、数年先には1学年1学級が経常化します。このことに対しての教育長の認識をお聞かせください。

議長（飯塚美明） はい、教育長。

教育長（星野準一） はい、教育長。

1学年1学級での対応についてのご質問でございますけれども、文部科学省では標準的な学級数を小中学校の12学級から18学級という指針を出しました。これは、5年当時だと思いますけれども、議員ご指摘のように片品村では、小学校が統合しても全学年1クラスで、全校で6学級、中学校でも間もなく3学級というふうな状況になります。

全国的な少子化による避けられない事態であるという認識をしております。このことから、すなわち1学級による一番のデメリットは、9年間を通してクラスがえが実施されないということではないかと思っております。

ただ、こうしたことに関しまして、群馬県においては教員配置に関して定数以上の配置、いわゆる特配措置を実施しております。また村でも、マイタウンティーチャーというふうに呼んでいますけれども、独自の教員を雇用いたしまして、これらにより主要教科、小学校では国語と算数、中学校では英語が主ですけれども、人数はその教科により違いますけれども、クラス内を別々に分けて少人数の指導などを行っております。これはクラス替えの代替の処置として実施し、デメリットの改善に努めているという現状でございます。

このようにデメリットをデメリットのままにするのではなくて、少人数指導の利点をしっかりと生かして、児童あるいは生徒の学力並びに生活向上に努めておりますので、ぜひご理解をいただくとともに、こうした教育委員会の施策、当然予算もかかりますので、ぜひご支援をいただきますようお願いいたします。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） 適切な対応に感謝します。

4月20日の読売新聞を読むと、既にもう公立小学校の18%、中学校の9%が1学年1学級となっていると。これは恐らくこのパーセンテージはこれからも増えていくと思います。この問題も避けて通れない問題なので、逆に言うと、余り強調したり、あるいは悲観的にならずに、どうしたらこの問題を乗り切れるのかと、乗り切るためにどうしたらいいのかということをお互い知恵を出し合いながらいかなければいけない問題だと思いますけれども、教育委員会の果たす役割が非常に大きいと思います。これからもひとつよろしくをお願いします。

また、ここの新聞を見ますと、私も1年前の協議会で提案しましたが、過去、例えばお隣の利根町の小学校なんていうのは、交流事業などそういうふうな、ほかの学校と交流することによって人間関係の流動性を持たせるようなことは予定しているのでしょうか。

議長（飯塚美明） はい、教育長。

教育長（星野準一） はい、教育長。

現時点での教育委員会の考え方として、他町村、村外の学校との交流については行う予定はございません。ただ、繰り返しになりますけれども、やはり9年間クラス替えがないというご指摘あるいは心配に対しては、先ほど申し上げたような内容で教育委員会としては対応していますので、まだ、長年これもやっていることではありませんので、していただいて、その中で、また問題改善をする必要が生じた場合については、ご案内の他町村との学校との交流も含めて、今後教育委員会に有識者等、そういう関係者とも、ご相談をしながら対応を考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） それでは、質問の3番に移ります。

子どもたちが安全にインターネットに係るための対応についてが主題なんですけど、このきっかけというのは、去年、これは誰でも知っていると思いますが、グーグルという会社がありまして、その会長のエリック・シュミットさんが「第五の権力」という本を出しました。これを読んだことと、もう一つは、県の少子化対策、青少年課から、おぜのかみさまというビラがありまして、この2つを読んで、質問をこれはしなければいけないというふうに思い立ちました。

1週間ほど前の新聞に、女子高生のスマートフォンの使用時間が1日7時間だと。インターネットにかかわるために、これはもう低学年のうちから啓蒙活動を行うべきだと思うのですが、認識をまずお聞かせください。

議長（飯塚美明） はい、教育長。

教育長（星野準一） はい、教育長。

子どもたちが安全にインターネットにかかわるための対応についてのご質問にお答えさせていただきますけれども、児童・生徒がインターネットを利用することによって犯罪等に巻き込まれるようなニュースが新聞やテレビ報道に流れることがあり、非常に憂慮をしているところであります。

こうした状況下で、群馬県では、平成24年1月に青少年健全育成条例を改正いたしまして、18歳未満の青少年が携帯電話でインターネットを使用する場合については、真にやむを得ない場合を除いてフィルタリングを設定しなければならないことにいたしました。

また、今お話のありました、おぜのかみさま運動を推進して、その保護に努めている状況にあります。

片品村の対策を申し上げて、認識というふうにお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、片品村によりましても入学説明会や保護者会等におきまして、その利用について注意を喚起いたしますとともに、警察関係者等を招いての説明会を初め、日ごろから担任の先生による危険性の紹介や、生徒たちがみずから考える、学ぶべきというか、期待といましようか、そういうことを実施させていただいています。

教育委員会でも、健全育成の中央会議などを利用いたしまして、関係者にその危険性をお知らせいたしまして、適切な対処をお願いしているところでございますので、ぜひ、お願いをしたいと思います。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） 2つ質問があります。

小中学校の携帯の保有の把握あるいは学校での規制の有無等がありますか。

議長（飯塚美明） はい、教育長。

教育長（星野準一） 現在の片品村の小中学校においては、原則として携帯の学校内への持ち込みは禁止ということで、保護者あるいは父兄の方々にご理解とご協力をいただいております。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） 小中学生の携帯の保有率の把握等はしておりますか。

議長（飯塚美明） はい、教育長。

教育長（星野準一） 学校内への持ち込み禁止ということでお願いしておりまして、それ

以上の調査については、申し訳ありませんが、現在では行っておりません。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） これは、エリック・シュミットの本からなんですけれども、21世紀に入ってから10年間でインターネット人口は3億5,000万がこの10年で20億円を超え、携帯電話契約数は7億5,000万から50億を超え、2025年、10年先には推定人口80億のうち70億人がオンラインでつながるとエリック・シュミットは予想しています。

ここでエリック・シュミットの本から抜粋なんですけれども、基本的な、これは親と学校がこれからとる態度として、ちょっと読み上げます。

これからは、子どもが現実世界でも将来を棒に振るような過ちをオンラインですでかさないう、さらに踏み込んで気を配っていく必要がある。子どもはオンラインでは身体的成熟を待たずに一足先に多く経験してしまうため、プライバシーとセキュリティーの教育が必要になる。親が子どもを諭すという昔ながらのやり方が今後も功を奏するだろう。学校もこの変化に対応して重要な役割を担わなくてはならない。PTAはプライバシーとセキュリティーの教育を行うよう学校に要請するだろう。授業ではプライバシーとセキュリティーの環境を最適化する方法や、仮想世界でやっていいこと、いけないことを徹底してたたき込む、幼いころからプライバシーとセキュリティーを意識して管理しないと、どんなことが起こり得るかの事例を挙げるのも戒めだろうと書いてあります。

今ここに基礎資料がありますけれども、これは年度別の高校進学者数ですけれども、平成25年が50人のうち10名が利根沼田外の高校に進学しています。24年度が54名のうち15名、おとしは56名のうち10名、ここ何年かはほとんど、恐らく2割ぐらいのお子さんが親元を離れて、都市部でひとり暮らしを始めるわけですけれども、その際に、今言ったように、徹底的にやらないと、ひとり暮らしの魔が差すというんでしょうか、そういうことからインターネットにアクセスしたことが将来への禍根を残すということが十分考えられます。

その、おぜのかみさまの担当のかたに聞いてみると、県下の自治体では、保育園、幼稚園から啓蒙活動を実施しているのがあるそうですけれども、繰り返しになりますけれども、ほぼ10年後には世界中がインターネットでつながるということは、私が今やっていることがアクセスすると地球の裏側のアルゼンチンの人を知っているとか、あるいはアフリカのコンゴの子供が知っている。そういうことが現実化するわけです。SFのような世界ですけれども、これは必ず来る近未来ですので、ぜひとも啓蒙活動と教育をよろしく願います。

以上をもちまして、教育長に対する3点の質問を終わります。

議長（飯塚美明） はい、教育長。

教育長（星野準一） はい、教育長。

後段の関係でございますが、繰り返しになりますけれども、1点だけ申し上げさせていただきます。

片品村におきましても入学説明会あるいは保護者会、健全育成中央会議などの場を通じまして、おぜのかみさまの徹底等、さまざまな啓蒙活動を行っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（飯塚美明） 村長 千明金造さん、答弁席へお願いします。

（村長 答弁席に着席）

村長（千明金造） はい、村長。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） はい、3番。

それでは、4番、ほっこの湯パスポート発行について村長に質問いたします。

我が国の平均年齢はおおよそ45歳ほどで、世界ランキングの地位をずっと占めておりますよと。世界中で最も早いスピードで少子高齢化が進行する我が国において、2014年に占める社会保障関係費の割合は31.8%です。2000年は19.7%、この先も社会保障費は年1億円強のペースで増えると見込まれております。

社会保障4経費、年金、医療、介護、生活保護のうち、その削減のために個人や地方自治体がすぐに実行できることは、健康寿命を上げて医療費、介護費を減らすための努力と政策です。健康を保ち、医者に頼らない生活を維持することが何よりもクオリティオブライフ、質的生活を高めることになり、国益、村益につながるという認識の上に包括的行政を行うべきだと私は思います。

その際、ほっこの湯は観光施設であれば、高齢者が集い、憩えるサロンであり、福祉施設であるという位置づけは必要であり、事実そのように使われ機能しています。加えて、冬の間雪に閉ざされ活動場所が狭くなる高齢者にとっての、数少ない社交の場でもありません。

また、経済的な面から見ると、灯油価格は18リットルですけれども、1950年から1975年までがおおよそ500円で推移し、1990年から2005年までが1,100円、しかし、直近10年は1斗缶18リットルで1,800円と高どまりし、年金生活者の暮らしを脅かしております。ウォームシェアをすることによって省エネ・省マネーができず、また自宅を離れ気分を転換し、親しい人と村営温泉にゆっくり入ることは心と体のリフレッシュとなり、一石が二鳥にも三鳥にもなり得ると私は思います。

65歳以上にパスポートのようなものを提供することは、高齢者の健やかな暮らしに大

いに役立つものと私は考えますけれども、村長の認識をお聞かせください。

議長（飯塚美明） はい、村長。

村長（千明金造） はい、村長。

星野精一議員の通告に基づいて答弁をさせていただきます。

ただいまの星野精一議員の質問についてですが、議員のお考えのとおり、寄居山温泉センターは冬期間のみならず、村内高齢者が集い憩える場であり、心身ともにリラックスできる場所であると認識しております。

花の駅は村外からの観光客等の利用が大半を占め、開設当初から経営状態が良いために、パスポート制度を導入した経緯があります。寄居山温泉センターのほっこりの湯につきましては、オープン当時から村直営で営業しておりましたが、多額の赤字経営によりまして、そして多額の赤字経営が続いたことによって、当時の片品農協に指定管理者制度で営業をお願いいたしました。

片品農協が営業を続けた期間も、やはり多額の赤字は改善できずに、村に返還をされました。村はやむなく片品村の振興公社に営業をお願いし、営業努力の結果、改善はしているものの、厳しい状況に変わりありません。

ほっこりの湯の利用者は6割が村内利用者であり、花の駅と同様のパスポートを発行した場合は、経営は赤字へと変わり、その額が増大することは確実で、赤字分は村の一般会計からの補填も考えなければなりません。また、パスポート発行により、観光客への利用影響なども含め十分に検討してまいりたいと考えております。

星野精一議員のご理解をいただきまして、答弁とさせていただきます。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） 花の駅のパスポートは、これは私の認識ですけれども、3か月間が5,400円、1日当たり60円、これはやはり余り現実的ではないと考えます。むしろ、利用者負担と村の財政支出の一番いいところをとりながらやると、これは可能ではないかと思えます。

また、私もほっこりにしょっちゅう行くんですけども、スタッフに尋ねてみると、どうしても高齢者の方は混雑する時にはこない。これは、やっぱりゆっくり入りたいからだと思います。ですから、心配されているような観光客等で混み合っ、村の方がいっぱいいるということによって観光施設としての運営に支障を来すということはないと思えます。これは、お考え下さい。

最後になりますけれども、これはまとめでお聞きください。

私たちの村は、小さくても輝く村というのを目指していますけれども、一体どういう輝き方をすればいいのかという、これは方向性ですけれども、もうこの時代にシャンデリア

のようなこうこうと明るくともすような光り方はできないと思います。この光というのは、子や孫につながるような光り方が大切だと思います。きらきらと光るよりも、昔の電球のような、優しく、文字どおりほっこりとしたような輝き方が大切だと考えます。私は将来片品がそのときにこの視点を変えると、福祉というのは、負担ではなく社会投資であるという認識も必要だと思います。パスポートの仮にこれを実行する際に一般財源からお金が必要かもしれませんが、豊かなむらづくりを包括的に考えていく、これはこれによって高齢者の健康が増進され、医者にかかる回数が減れば、これ負担じゃなく、投資と位置づければいいと思います。

また、図書館もこれは、沼田図書館の館長から紹介された運営会社、これは県下でも実績ありますけれども、その方が、2月20日に桐生から片品の図書室に来てくれて見てもらいましたけれども、そこそこの初期投資はかかりますけれども、これも雪深くて最北端の村で長い冬を心豊かに過ごすための空間づくりというふうな認識を変えると、これは視点が変わってくると思います。

いずれにしる豊かな村づくりという抽象的な表現ですが、どうしたらみんなが楽しく暮らせるかということを中心に置いて考えること、また、いろんな知恵が湧いてくると思いますので、これは議場の皆さんで考えながらやっていきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

議長（飯塚美明） はい、村長。

村長（千明金造） はい。

2分ほどまだありますので、事実関係を説明させていただきたいと思います。

実は、花の駅につきましては、3区の区民が出資をしているということを知っていただきたいと思います。

それから、今のほっこの湯につきましては、これを利用しないということじゃなくて、村からの補填も含めて、今後検討していくことが必要だとそのように考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（飯塚美明） はい、3番。

3番（星野精一） 村長からご指摘あったほっこの湯は、少し私も勉強が足りないところがありました。ここで訂正させていただきます。

以上をもちまして、終わります。

議長（飯塚美明） 以上で一般質問を終わります。

議長（飯塚美明） 暫時休憩します。10時10分から再開いたします。

午前10時01分

午前10時12分

議長（飯塚美明） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第5、発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

1番 星野栄二さん。

（星野栄二 登壇）

1番（星野栄二） はい、1番。

発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、さきの第186回通常国会で、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」とあわせ、地方自治法第121条、長及び委員長等の出席義務が改正されたことに伴うものであります。

それでは、片品村議会委員会条例の一部を改正する条例の内容について説明申し上げます。

第19条中「、教育委員会の委員長」を「、教育委員会の教育長」に改正するものであります。

附則の1につきましては、施行期日を定めたもので、この条例は、平成27年4月1日から施行するというものであります。

附則の2につきましては、経過措置を定めたもので、現に在職する改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長については、この条例による改正後の第19条の規定には適用せず、この条例による改正前の第19条の規定は、なおその効力を有するとするものであります。

以上のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号 片品村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第1号 片品村特定個人情報保護条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第6、議案第1号 片品村特定個人情報保護条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第1号 片品村特定個人情報保護条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特定個人情報を保護するため、必要事項を定めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

桑原総務課長。

総務課長（桑原 護） はい。
（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。
これから、議案第1号 片品村特定個人情報保護条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。
したがって、議案第1号 片品村特定個人情報保護条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第7、議案第2号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造さん。
（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第2号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

第4次片品村総合計画の策定に伴い、その策定内容及び計画の変更、開始について議会の承認及び議決を必要とすべき事件であるということをお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、副村長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

副村長 木下浩美さん。

副村長（木下浩美） はい。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第2号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 片品村基本構想の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第8、議案第3号 片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） 議案第3号 片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

萩原保健福祉課長。

保健福祉課長（萩原明富） それでは、議案第3号について説明申し上げます。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第3号 片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 片品村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号 片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

議長(飯塚美明) 日程第9、議案第4号 片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第4号 片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) なお、詳細な説明を求めます。

萩原保健福祉課長。

保健福祉課長(萩原明富) はい。

(詳細説明)

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第4号 片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 片品村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第10、議案第5号 片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第5号 片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。
萩原保健福祉課長。

保健福祉課長（萩原明富） それでは、議案第5号について説明申し上げます。
（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。
これから、議案第5号 片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の制定についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号 片品村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第6号 片品村保育所利用者負担額徴収条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第11、議案第6号 片品村保育所利用者負担額徴収条例の制定
についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造さん。
（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第6号 片品村保育所利用者負担額徴収条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、保育所利用者負担額徴収条例の制定を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

萩原保健福祉課長。

保健福祉課長（萩原明富） はい。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第6号 片品村保育所利用者負担額徴収条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 片品村保育所利用者負担額徴収条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第7号 片品村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第12、議案第7号 片品村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第7号 片品村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

第3次一括法の施行に伴い介護保険法の改正が行われ、地域包括支援センターの運営等に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたため、これらの基準について条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

萩原保健福祉課長。

保健福祉課長（萩原明富） はい。

（詳細説明）

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第7号 片品村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 片品村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第8号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

議長（飯塚美明） 日程第13、議案第8号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第8号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、提案の説明を申し上げます。

第3次一括法の施行に伴い、介護保険法の改正が行われ、指定介護予防支援に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたため、これらの基準について条例の制定をお願いするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） なお、詳細な説明を求めます。

萩原保健福祉課長。

保健福祉課長（萩原明富） はい。

(詳細説明)

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第8号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 片品村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第9号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第14、議案第9号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長（千明金造） はい、村長。

議案第9号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

行政手続法の改正に伴い、新たに規定されました「行政指導をする際の許認可等の明示」といたしまして、第33条2項を、「行政指導の中止等の求め」として第34条2を、第4章の2「処分等の求め」の規定として第34条3を追加するものでございます。

その他、所要の変更につきましては、「名あて人」を「名宛人」、「かかわる」を「関わる」と漢字に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであり、平成27年4月1日から施行するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第9号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 片品村行政手続条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第10号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第15、議案第10号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） 議案第10号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

行政手続条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、引用する片品村行政手続条例に章が追加されるのことに伴い、一部改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第10号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 片品村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第11号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第16、議案第11号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第11号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、条ずれを修正するために行うものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであり、平成27年4月1日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第11号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 片品村職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第12号 片品村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第17、議案第12号 片品村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第12号 片品村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の身分が村長及び副村長となり、「常勤の特別職」となったため、教育長の報酬の額を審議の対象に加えるものになります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであり、現在の教育長の任期中は従前どおり賃金の対象とせず、任期が満了した場合、または欠けた場合は、その翌日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第12号 片品村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 片品村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第18、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

地方教育行政組織及び運営に関する法律の改正に伴い、別表の区分の教育委員会の委員長欄を削除するものでございます。

また、労働安全衛生法の改正に伴い、専門医の活用が見込まれることから産業医を嘱託医に、あわせて報酬の額を改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めたものであり、平成27年4月1日から施行するものでございます。

ただし書きは、旧教育長の任期満了するまでの取り扱いの定めでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第14号 教育長諸給与条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第19、議案第14号 教育長諸給与条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第14号 教育長諸給与条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、本条例の制定の根拠となる法律が、教育公務員特例法から地方自治法に変更になったことにより行うものであります。

附則につきましては、施行期日を定めたものであり、現在の教育長の任期は従前どおり適用し、任期が満了した場合、または欠けた場合は、その翌日から施行するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。
これから、議案第14号 教育長諸給与条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号 教育長諸給与条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第15号 片品村税条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第20、議案第15号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造さん。
（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。
片品村税条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。
片品村行政手続条例の改正、地方税法及び法人税法の改正に伴い、本市条例の一部を改正するものでございます。
附則につきましては、施行期日及び経過措置について定めたものです。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第15号 片品村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 片品村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第16号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第21、議案第16号 片品村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第16号 片品村手数料条例の一部を改正する条例について提案の説明を申し上げます。

法律の規定に該当するものに対して、戸籍事項の証明手数料を免除するため、本条例の

一部を改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日を定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第16号 片品村手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 片品村手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第17号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程22、議案第17号 片品村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第17号 片品村保育所条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が施行されたことに伴い、片品村保育所条例の一部を改正し、施行される法律に対応させるためのものです。

附則につきましては、施行期日を定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第17号 片品村保育所条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 片品村保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第18号 片品村保育児童委託条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第23、議案第18号 片品村保育児童委託条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長（千明金造） はい、村長。

議案第18号 片品村保育児童委託条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

子ども・子育て支援法が施行され、片品村保育所条例の一部改正が行われることに伴い、本条例の一部を改正し、関係する法律及び条例に対応させるものです。

附則につきましては、施行期日を定めたものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第18号 片品村保育児童委託条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 片品村保育児童委託条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第19号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第24、議案第19号 片品村介護保険条例の一部を改正する条

例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第19号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

介護給付費は年々増加しており、平成27年度から平成29年度の第6期計画においても増加することが予測され、財源の確保が厳しく、介護保険料の引き上げを余儀なくされます。

つきましては、平成27年度から平成29年度の介護保険料の引き上げをお願いするため、本条例の一部を改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日及び経過措置について定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第19号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 片品村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第20号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第25、議案第20号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第20号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

介護保険法施行規則等の改正に伴い本条例の一部を改正し、関係する法令等に対応するためのものがございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第20号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 片品村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第21号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第26、議案第21号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第21号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

介護保険法施行規則等の改正に伴い、本条例の一部を改正し関係する法令等に対応するためのものがございます。

附則につきましては、施行期日について定めたものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第21号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 片品村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第22号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第27、議案第22号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第22号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

関係法令等の改正に伴い、条例の一部を改正するもの及び利用者の返済負担の対策として融資の借り換え継続と融資期間の延長を可能とするため、条例の一部改正をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものです。

ご審議のほどよろしくいたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第22号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号 片品村小口資金融資促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第23号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について

議長（飯塚美明） 日程第28、議案第23号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第23号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

尾瀬ロッジの用途廃止に伴い、施設の名称の削除をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第23号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 片品村観光施設事業運営委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第24号 片品村観光施設事業に関する条例の一部を改正する条例について

議長(飯塚美明) 日程第29、議案第24号 片品村観光施設事業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第24号 片品村観光施設事業に関する条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

尾瀬ロッジの用途廃止に伴い、施設の名称及び位置の削除をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものです。
ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑は、ありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。
これから、議案第24号 片品村観光施設事業に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。
したがって、議案第24号 片品村観光施設事業に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第25号 片品村営尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する 条例について

議長（飯塚美明） 日程第30、議案第25号 片品村営尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
村長 千明金造さん。
（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第25号 片品村営尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

尾瀬ロッジの用途廃止に伴い施設の設置及び管理の業務が生じなくなったため、条例の廃止をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第25号 片品村営尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号 片品村営尾瀬ロッジの設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第26号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例を廃止する条例について

議長（飯塚美明） 日程第31、議案第26号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。
(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第26号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例を廃止する条例について、提案の説明を申し上げます。

尾瀬ロッジの用途廃止に伴い、施設の利用料の徴収業務が生じなくなったため、条例の廃止をお願いするものでございます。

附則につきましては、施行期日について定めるものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) これで討論を終わります。

これから、議案第26号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(飯塚美明) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号 片品村営尾瀬ロッジ施設利用料徴収条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第27号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について

議長（飯塚美明） 日程第32、議案第27号 片品村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第27号 片品村過疎地域自立促進計画の変更について、提案の説明を申し上げます。

片品村過疎地域自立促進計画に基づく実施事業に変更が生じたため、本計画に盛り込む必要があるため、今回の計画変更について議決をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第27号 片品村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号 片品村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第28号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について

議長（飯塚美明） 日程第33、議案第28号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第28号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、当組合規約の第9条中5人を教育長及び4人に改めるものでございます。

附則1につきましては、施行期日を定めたものであり、平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則2につきましては、教育長が従前の例により在職する場合の経過措置の定めでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第28号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 利根沼田学校組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第29号 村道路線の認定について

議長（飯塚美明） 日程第34、議案第29号 村道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第29号 村道路線の認定について、提案の説明を申し上げます。

農道整備の補助事業で建設された、花咲地区2路線を今後は村道管理するため、路線認定をお願いするものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第29号 村道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号 村道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第30号 指定管理者の指定について

議長（飯塚美明） 日程第35、議案第30号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

議案第30号 指定管理者の指定について、提案の説明を申し上げます。

片品村老人憩の家につきましては、平成26年4月1日から平成27年3月31日まで第4区に指定管理者として管理をお願いしてありますが、引き続き平成27年度についても、第4区に指定管理者の指定をお願いするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、議案第30号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第36 報告第1号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について

議長（飯塚美明） 日程第36、報告第1号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

報告第1号 片品村新型インフルエンザ等対策行動計画について、ご報告を申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、片品村新型インフルエンザ等対策行動計画を提出し、ご報告申し上げるものでございます。

この計画は、政府行動計画、群馬県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や、実施する措置の基本的な事項を示す村の行動計画であることをご報告いたします。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第37 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（飯塚美明） 日程第37、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

（村長 登壇）

村長（千明金造） はい、村長。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案の説明を申し上げます。

人権擁護委員、入澤眞理子氏の任期が、平成27年6月30日で満了となるため、引き続き入澤眞理子氏を候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規程により、議会の意見を求めるものであります。

なお、推薦に当たりましては75歳未満であること、人格識見等推薦基準に適合いたしますので、ご承認をお願いするものです。

議長（飯塚美明） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） これで討論を終わります。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（飯塚美明） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり答申することに決定しました。

日程第38 議案第31号 平成26年度片品村一般会計補正予算（第5号）について

日程第39 議案第32号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第40 議案第33号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第41 議案第34号 平成26年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算（第2

号) について

日程第42 議案第35号 平成26年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について

日程第43 議案第36号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について

日程第44 議案第37号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

議長(飯塚美明) 日程第38、議案第31号 平成26年度片品村一般会計補正予算(第5号)についてから、日程第44、議案第37号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。

(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第31号 平成26年度片品村一般会計補正予算(第5号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,270万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,040万6,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、村税、地方交付税、国庫支出金、諸収入などの増額、繰入金、村債の減額であります。

歳出につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業費の増額及び事業の終了、補助金等の額の確定による減額調整であります。

繰越明許費につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金事業、大規模野菜経営体育成支援事業、被災農業者向け経営体育成支援事業、林業経営作業道整備交付金事業、村道塗川・幡谷線塗川橋架替工事、塗川橋架替工事の積算及び施工管理業務委託、三松橋長寿命化対策工事及び積算施工管理業務委託、細工屋橋の橋梁補修詳細設計業務委託、片品村防災マップ作成業務委託であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第32号 平成26年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,662万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,437万8,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、保険税、県支出金、繰入金を増額し、国庫支出金、療養給付費交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金等の減額であります。

歳出につきましては、保険給付費等の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第33号 平成26年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ974万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億468万円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、一般会計繰入金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、建設改良費等の減額、維持管理費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第34号 平成26年度片品村営観光施設事業特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入につきましては、490万1,000円の増額であり、それによりまして一般会計からの補助金も527万円の増額となり、総額1億994万1,000円とするものであります。

収益的支出につきましては、3,102万6,000円を増額し、総額1億3,606万1,000円とするものであります。

なお、尾瀬ロッジが築27年を経過し、老朽化が進んでいることにより、今年度中に用途廃止を予定しているため、固定資産の減価償却費の償却残を特別損失として計上しております。

資本的収入につきましては、21万円を減額し、総額979万円とするものであります。

資本的支出につきましては、21万5,000円を減額し、総額4,228万5,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては、副村長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第35号 平成26年度片品村介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ664万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,652万4,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金の減額であります。

歳出の主なものについては、介護サービス等諸費の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い

い申し上げます。

議案第36号 平成26年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第3号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ694万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,851万5,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、県支出金、繰入金、使用料及び手数料の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費で役務費等の減額、建設費で事業量の減少に伴う委託料の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第37号 平成26年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,711万円にお願いするものであります。

歳入につきましては、広域連合補助金の増額と、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金等の減額であります。

歳出につきましては、総務管理費と後期高齢者医療広域連合納付金の減額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(飯塚美明) 議案第31号から議案第37号までの質疑以降については、後日の本会議において審議いたします。

日程第45 議案第38号 平成27年度片品村一般会計予算について

日程第46 議案第39号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計予算について

日程第47 議案第40号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計予算について

日程第48 議案第41号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計予算について

日程第49 議案第42号 平成27年度片品村介護保険特別会計予算について

日程第50 議案第43号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計予算について

日程第51 議案第44号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について

議長(飯塚美明) 日程第45、議案第38号 平成27年度片品村一般会計予算についてから、日程第51、議案第44号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計予算についてまでの、以上7件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造さん。
(村長 登壇)

村長(千明金造) はい、村長。

議案第38号 平成27年度片品村一般会計予算について、提案の説明を申し上げます。

平成27年度当初予算の編成に当たりましては、小さくても輝く村を目指し村民と行政との協働を基本に、主要事業を定め予算編成を行った結果、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41億9,200万円となり、平成26年度当初予算に比べ1億200万円、約2.5%の増額となりました。

主要事業につきましては、自主・自立のむらづくりのために新たな地方創生事業に取り組むとともに、第4次片品村総合計画の策定、村税の徴収率向上の対策として、コンビニ収納サービスの導入、番号法に基づく住民基本台帳等の個人番号運用の対応などを行います。

保健福祉関係においては、誰もが安心して暮らせるために、医療、福祉の充実を推進します。

教育・文化においては、豊かな心を育むために、教育施設の整備と円滑な統合の準備を進めてまいります。

環境・安全面においては、快適で安全な生活のために生活道路網の保全整備や、老朽化した施設の長寿命化対策、消防施設・防火体制の整備を推進します。

交通安全対策・防犯対策の充実を図ります。

観光と産業につきましては、資源を生かし活気あるむらづくりのため、6次産業化への取り組み、道の駅整備に向けて必要な調査の実施、地域おこし協力隊制度を活用した取り組みなどを推進します。

有害鳥獣対策として引き続き防護柵の設置と電柵の貸与等を実施し、近代化農業推進のためのパイプハウス導入補助金などの支援を実施するほか、ぐんま緑の県民税で森林整備を支援いたします。

重点施策としまして、自主・自立のむらづくりのために、まち・ひと・しごと創生関連事業の取り組み、誰もが安心して暮らせるために、少ない負担と高い福祉の継続、豊かな心を育むために、小学校の円滑な完全統合の準備、快適で安全な生活のために、道路網整備と老朽化した橋梁の長寿命化対策。

資源を生かした活気あるむらづくりのために、第3次総合計画後期基本計画シンボルプロジェクトを推進し、若者等の雇用創造等を図ります。

限られた予算の中ではありますが、要望をいただきながら、なかなか着手できなかった各地区からの要望事項にもでき得る限り配慮をさせていただき、これからも常に行財政改革を推進し、健全な財政運営を行い、村民の皆様に対し、可能な限り低負担高福祉に取り組んでまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し

上げます。

議案第39号 平成27年度片品村国民健康保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,147万円にお願いするものでございます。対前年比で8.55%の増であります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億7,318万円、国庫支出金2億5,454万8,000円、前期高齢者交付金9,604万円、共同事業交付金2億2,023万6,000円、繰入金1億878万4,000円であります。

歳出の主なものは、保険給付費5億9万7,000円、後期高齢者支援金等1億1,662万3,000円、介護納付金5,989万1,000円、共同事業拠出金2億2,023万6,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第40号 平成27年度片品村簡易水道事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,220万円にお願いするものでございます。前年対比で560万円、6.4%の減額でございます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が6,741万8,000円、繰入金が923万8,000円であります。

歳出の主なものは、総務費が2,517万8,000円、施設費が3,837万2,000円、公債費が1,855万円であります。

主な事業は、配水池等施設の老朽化に伴う改修と維持修繕、維持管理等でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第41号 平成27年度片品村営観光施設事業特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

収益的収入は1億986万円、収益的支出は1億901万円、資本的収入は計上なしで、資本的支出は3,250万円でございます。

なお、一般会計補助金は8,990万円を予定しており、3条予算に全額の8,990万円を計上し、4条予算には計上しておりません。

収益的収入の事業収益につきましては、施設運営が全て指定管理者によるものであるため、昨年度に引き続き計上がございません。

営業外収益につきましては、1億98万4,000円で、そのうち一般会計補助金が8,990万円、その他オグナほたか、武尊牧場観光施設の使用料等でございます。

収益的支出の事業費については、営業費用が9,659万3,000円で、主なものは施設管理費と減価償却費等でございます。

営業外費用については430万6,000円で、主なものは長期借入金等の利子及び消

費税でございます。

資本的収入につきましては、今年度は計上しておりません。

資本的支出につきましては3,250万円で、スキー場施設長期借入金の返還金でございます。

なお、詳細につきましては、副村長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第42号 平成27年度片品村介護保険特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,691万4,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものについては、支払基金交付金の1億4,011万3,000円、国庫支出金の1億2,953万1,000円であります。

歳出の主なものについては、保険給付費の4億9,356万円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第43号 平成27年度片品村下水道事業等特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,639万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、繰入金6,447万1,000円、使用料及び手数料が1,992万円、分担金及び負担金が100万円あります。

歳出につきましては、総務費が1,059万4,000円、施設費が3,912万4,000円、建設費が752万円、公債費が2,906万円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議案第44号 平成27年度片品村後期高齢者医療特別会計予算について、提案の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,867万8,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,239万円、一般会計繰入金2,314万3,000円、受託事業収入227万8,000円あります。

歳出の主なものにつきましては、総務費446万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5,365万3,000円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしく願い申し上げます。

議長（飯塚美明） 議案第38号から議案第44号までの質疑以降については、後日の本

会議において審議します。

議長（飯塚美明） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

皆様お疲れさまでした。

午前11時50分 散会